

○熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例〔保育
幼稚園課〕

平成30年3月26日

条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(令4条例13・一部改正)

(認定要件)

第3条 次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第四の六、第五、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

告示第一の二	の満3歳以上の子ども	の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規
--------	------------	---

		定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)
告示第三の二	であることが望ましいが、幼稚園の教育免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければ	(以下「両資格併有者」という。) でなければ
告示第三の三	二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならぬ	学級担任について両資格併有者としてすることができない場合は、二の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者を学級担任とすることができる
告示第三の四	二の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならぬ	教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者について両資格併有者としてすることができない場合は、二の規定にかかわらず、保育士の資格を有する者を教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる
告示第三の五	能力を有しなければ	能力並びに児童福祉事業又は小学校就学前の教育に関する専門的な知識を有する者でなければ
告示第四の三	屋外遊戯場	屋外遊戯場(認定こども園の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内にあるものに限る。)
告示第四の七の5	提供するよう努めること	提供することができること
告示第四の九	乳児室の面積は満2歳未満の	乳児室又はほふく室の面積は、

	子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。	次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の子どもの数を乗じて得た面積 (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積
告示第八の三	情報開示に努めなければ	開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければ
告示第八の六	保育	保育並びに子育て支援事業
告示附則第3項	園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において	保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等が不足している事情に鑑み
	都道府県知事	市長
告示附則第4項	第三の一	前項の事情に鑑み、第三の一
告示附則第5項	第三の二	附則第3項の事情に鑑み、第三の二
告示附則第6項	1日につき	附則第3項の事情に鑑み、1日につき
	都道府県知事	市長
告示附則第8項	都道府県知事	市長

(令4条例13・全改、令5条例34・一部改正)

(子育て支援事業の提供体制)

第4条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

(令4条例13・全改)

(調理員の配置)

第5条 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園であって、第8条第10項ただし書の規定により同項ただし書に規定する方法による食事の提供を行うものにあつては、調理員を置かないことができる。

(令4条例13・一部改正)

(設備の一般原則)

第6条 認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(令4条例13・旧第7条繰上・一部改正)

(園舎等)

第7条 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

2 保育室、遊戯室及び乳児室又はほふく室並びに便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第16条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて第16条において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

3 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育の用に供するものでなければならない。

4 園舎には、保育室等（満2歳未満の子どもの保育を行わない場合にあつては、乳児室又はほふく室を除く。）、調理室（告示第四の七ただし書に該当する場合は同後段に規定する設備、告示第四の八前段に該当する場合は同後段に規定する設備）のほか、職員室、保健室、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

5 前項に定めるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 子ども清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

(令元条例44・一部改正、令4条例13・旧第8条繰上・一部改正)

(園具及び教具)

第8条 認定こども園には、学級数及び子どもの数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(令4条例13・旧第9条繰上)

(教育及び保育の内容)

第9条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、教育及び保育を適切かつ一体的に提供しなければならない。

(令4条例13・旧第10条繰上)

(職員の資質の向上)

第10条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(令4条例13・旧第11条繰上)

(子どもの健康及び安全の確保等)

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から、職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。

2 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育むために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。

(令4条例13・追加)

(非常災害対策)

第12条 認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(令 4 条例13・旧第18条繰上)

(苦情への対応)

第13条 認定こども園は、その提供した教育及び保育並びに子育て支援事業に関する子ども又はその保護者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(令 4 条例13・旧第19条繰上)

(小学校、児童委員、児童福祉施設等との連携)

第14条 認定こども園は、地域において子どもが健やかに育成されるよう、小学校、児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。

(令 4 条例13・旧第20条繰上)

(暴力団員等の排除)

第15条 認定こども園の設置者、園長及び第13条第 3 項の施設長は、熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者であってはならない。

(令 4 条例13・旧第21条繰上)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第16条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第 8 号の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同号中「又は遊戯室」とあるのは「、遊戯室又は便所」と、同号イ中「耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」とあるのは「耐火建築物」と、同号ロ中「施設又は設備」とあるのは「設備」と、同号ハ中「施設及び設備」とあるのは「設備」と、同号ヘ中「乳幼児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

(令元条例44・一部改正、令 4 条例13・旧第22条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際現に熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)に定める要件に適合するものとして認定を受けている認定こども園(この条例の施行後に増築され、又は改築される等建物の

構造が変更されたもの及び満2歳未満の子どもに係る利用定員の変更があったものを除く。)に係る乳児室又はほふく室の面積の基準については、当分の間、告示第四の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令4条例13・旧第7条繰上・一部改正)

附 則 (令和元年12月18日条例第44号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年7月6日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。